

**青の煌めきあおもり国スポむつ市開催
競技別リハーサル大会における保険契約に係る仕様書**

青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会（以下「リハ大会」という。）において、開催準備及び開催期間に関係者及び第三者に発生した事故等への補償に係る保険に加入するため、以下の必要な事項を定める。

1 賠償責任保険

(1) 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が共催するリハ大会の開催期間中に、実行委員会が所有又は管理運営する諸施設等の不備又は運営上の過失に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合のてん補をするため、損害賠償責任保険に加入する。

(2) 内容

ア 施設所有（管理）者賠償責任保険

① 対象

競技会場、練習会場及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の不手際等の行為に起因して、第三者（借用イベント施設なし）に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することとなった場合のてん補。

② 補償内容（支払限度額） ※ 免責金額なし

	1 名	1 事故	保険期間中
対 人	10,000万円	10,000万円	30,000万円
対 物	-	10,000万円	30,000万円

③ 保険条件及び保険料の算出

「保険料算出参考資料」及び「保険料算出参考資料_別紙」を参照。

イ 生産物賠償責任保険

① 対象

実行委員会が、競技会場等で提供した飲食物等に起因して、第三者の身体に損害を与えた場合のてん補。

② 補償内容（支払限度額） ※ 免責金額なし

	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	3,000万円	30,000万円	30,000万円

③ 保険条件及び保険料の算出

「保険料算出参考資料」及び「保険料算出参考資料_別紙」を参照。

ウ 医師等賠償責任保険

① 対象

開催競技の業務に従事している看護師及び保健師の医療行為で、第三者の生命・身体

に損害を与え、法律上の賠償責任を負担することとなった場合のてん補。

② 補償内容（支払限度額） ※ 免責金額なし

	1 名	1 事故	保険期間中
対 人	10,000万円	10,000万円	30,000万円

③ 保険条件及び保険料の算出

「保険料算出参考資料」及び「保険料算出参考資料_別紙」を参照。

④ 保険期間

開催期間（準備期間等を含む）の開始日より1ヵ月以上とする。

エ 受託物賠償責任保険

① 対象

大会で使用する借用器具や精密機器等が保管中、使用中及び運搬中に発生した事故（※2）に起因して、実行委員会が貸主に対して法律上の損害賠償を負担することとなった場合のてん補。

（※2）滅失、破損又は汚損、紛失、盗取、詐取、給排水設備（漏水）など。

② 補償内容 ※ 免責金額なし

区 分	1 事故	保険期間中
対 物	2,000万円	2,000万円

③ 保険条件及び保険料の算出

「保険料算出参考資料」及び「保険料算出参考資料_別紙」を参照。

(3) 保険料の支払い

保険料は、競技会開催前に、暫定の被保険者数に基づく概算保険料を支払うものとし、全ての競技会が終了した後に、被保険者数を確定・集計のうえ、精算するものとする。

2 傷害保険

(1) 目的

大会の開催準備及び開催期間中に、大会業務に従事する者が、偶然の事故等により生命又は身体等に生じた損害を補償することとなった場合のてん補。

(2) 被保険者・対象及び補償内容

ア 被保険者

① 競技役員、競技補助員、競技会補助員

② 看護師（謝礼金の支払い有）

イ 対象

被保険者が、大会の開催準備業務もしくは大会業務に従事している時、または当該業務に従事するために、自宅を出てから帰着するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた損害への補償。
（被保険者は事前には確定しないため、無記名式とする。）

区 分	内 容
死亡保険金	偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から180日以内に死亡したとき
後 遺 障 害 保険金	偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から180日以内に後遺症が生じたとき
入院保険金	偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により入院して治療を受けたとき（受傷日から180日以内の間に限る。）
通院保険金	偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により通院して治療を受けたとき（受傷日から180日以内の間で、通院日数は90日を限度とする。）

ウ 補償内容

区 分	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
①	2,500万円	5,000円	3,000円
②	3,000万円	10,000円	5,000円

(3) 保険条件及び保険料の算出

ア 保険料の算出は別紙「大会概要」に基づくものであることを前提とし、原則として被保険者別に無記名式に行うものとする。

イ 1人1日あたりの保険料は、各日別の従事者数の多少にかかわらず、同一金額に設定するものとする。

ウ 怪我に対する補償に加え、日射病及び熱射病等の熱中症、細菌性及びウィルス性食中毒に対する補償を含むものとする。

(4) 保険料の支払い

保険料は、競技会開催前に、暫定の被保険者数に基づく概算保険料を支払うものとし、全ての競技会が終了した後に、被保険者数を確定・集計のうえ、精算するものとする。

3 各保険に係る共通事項

(1) 上記補償内容と同等以上であれば保険種類は問わない。

(2) 落札業者は、競技別に明細書を作成し、請求書とともに提出すること。

明細書の内容は、保険種別に算定根拠となる数量等を明記すること。

(3) 年間数回にわたって補償対象期間が生じる契約となるため、保険料の改定等があった場合は発注者と協議し、変更契約等の検討を行うこと。

(4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は発注者と協議し、その指示に従うこと。